

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書

紹介議員

森原 健

印

1



# 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

## 請願の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択し、国及び国会に意見書を提出するよう請願いたします。

## 請願の理由

1 やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。

このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

2 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それがえん罪被害を救済するためのとても重要な証拠となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。

しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。

このような不正義を放置しておくことはできません。

この点、再審における証拠開示について、平成28年（2016年）の刑事訴訟法改正の時にも指摘され、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示・・・について検討を行うものとする。」と規定され、それから約7年が経過しましたが、法制化の目処は全く立っておりません。

3 また、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手續となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（96歳）や袴田事件（87歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。

昨今、多く報道されております袴田事件では、昭和41年（1966年）6月

に発生した強盗殺人・放火事件で、袴田巖さんが逮捕され、捜査機関から自白を強要され、起訴され、昭和43年（1968年）に静岡地方裁判所で袴田さんに死刑判決が下され、昭和55年（1980年）、同死刑判決が確定しました。その後、袴田さんは昭和56年（1981年）、第1次再審請求を行い、平成20年（2008年）、第1次再審請求は棄却されました。同年、袴田さんの姉が請求人となり、第2次再審請求がなされ、この再審請求が認められ再審開始決定が確定したのが、昨年3月でした。

袴田事件では、最高裁判所においても、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」があることが認められている事件であるにもかかわらず、袴田さんは、逮捕されてから、拘置執行の停止により解放されるまで約47年間、継続して自由を奪われ続け、死刑が確定してから死刑執行の停止の決定まで約34年間、死刑執行の恐怖に晒され続けました。

再審公判で、無罪判決が下されない限り、袴田さんは、死刑囚の立場のままとなります。検察官は、昨年7月10日、袴田さんの再審公判で、有罪立証する方針を明らかにし、現在公判手続き中であり、袴田さんが雪冤を果たすのがいつになるか、未だ明らかになりません。

このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかるのが実情です。

4　日本弁護士連合会は、令和元年10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を採択し、令和5年2月17日付けで「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出し、同年6月16日に開催された定期総会において、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議を採択しました。

また、茨城県弁護士会においても、現在の再審法が改正されないという状況、

具体的な事件で、再審法が改正されないことにより、えん罪被害者の救済がなされず、えん罪被害者の基本的人権が侵害され続けている現状を問題視し、令和5年6月26日に開催された定期総会において、再審法改正を求める総会決議を全会一致で決議しました。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

5 ここで、地方自治法99条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と定めています。

ひたちなか市の住民が安心して生活するために、当然、国家として必要な法整備をすべきところ、現在の再審法では、ひたちなか市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くことになります。

とすれば、再審法改正を求ることは、ひたちなか市にとっても、ひたちなか市の住民が安心して生活をするという公益に関する事件に該当します。

6 以上の理由から、刑事訴訟法の再審規定（再審法）は速やかに改正されるべきであり、ひたちなか市議会において、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたします。

以上

令和6年6月3日

請願者 茨城県弁護士会 会長 篠 崎 和 則

〒310-0062 茨城県水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館

電話：029-221-3501

Fax：029-227-7747

ひたちなか市議会議長 薄 井 宏 安 様